



風水害等 給付金付 火災共済 自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

住まいに合わせた火災と自然災害の保障づくりを。



火災共済・ 自然災害共済について

共済のしくみと特長について
ご説明します。

▶ P.1・2

火災共済・
自然災害共済について

保障内容

火災共済・自然災害共済や特約を
ご紹介します。

▶ P.3~6

保障内容

必要保障額と掛金の計算

ご自分で保障内容の選択と掛金の計算ができます。
お見積書の内容確認にもご利用いただけます。

▶ P.7・8

必要保障額と
掛金の計算

建物構造確認ガイド

お申し込みにあたり必要な建物構造の確認方法と
提出書類についてご説明します。

▶ P.9・10

建物構造
確認ガイド

ご契約のてびき

(契約概要・注意喚起情報)

ご契約にあたって、ご確認いただきたい
重要事項です。

▶ P.11~18

ご契約のてびき

郵政関連企業で働く仲間の
ための保障の生協です

JP共済生協は消費生活協同組合法(生協法)に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された生活協同組合です。発足以来、郵政関連企業で働く方のために、保障の事業を行う生協として営利を目的とせず、健全な事業運営を行っています。

火災共済・自然災害共済について

JP共済生協の「火災共済・自然災害共済」は、火災・風水害・地震など、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障です。

火災共済

火災共済の保障の範囲です。



火災など

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

自然災害共済

- 自然災害共済のみのご加入はできません。
- 大型タイプ 標準タイプの2種類があります。

自然災害共済の保障の範囲です。

風水害などの保障が、より手厚くなります。



風水害など

- 暴風雨
- 豪雨・長雨
- 突風・旋風 (竜巻含む)
- 雪崩
- 台風
- 降雪
- 高波・高潮
- 降ひょう
- 洪水
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ



地震など

- 地震による損壊
- 噴火による火災
- 地震による火災
- 津波による損壊
- 噴火による損壊

盗難による損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

NEW マンション構造専用
風水害保障なしタイプ

風水害リスクの低いマンションのために風水害保障を不担保にした保障です。掛金がお手頃で家計にやさしいタイプです。

+ さらに特約をプラスできます。

NEW 類焼損害保障特約

自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害が生じた場合の保障



NEW 盗難保障特約

家財の盗難による損害の保障



NEW 借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障



NEW 個人賠償責任共済

ご自身やご家族 (同一生計・同居の親族) が賠償責任を負った場合の保障



火災共済・自然災害共済は、持ち家か賃貸住宅かによって、必要な保障を選ぶことができます。

持ち家にお住まいの方

戸建て マンション



賃貸住宅にお住まいの方

戸建て・マンション・アパート



保障の対象を選ぶことができます

住宅と家財

住宅のみ

家財のみ



保障の対象は家財のみとなります

家財のみ



JP共済生協の火災共済・自然災害共済 安心のポイント

古い住宅や家財でも「再取得価額」で保障

火災共済は、火災などによる被害に対して、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額 (再取得価額) で保障します。

「落雷」による被害も保障

過去の原因別共済金支払件数 (火災共済) で常に上位となる落雷の被害。火災共済がしっかり保障します。



住宅の70%以上の焼破損割合で全焼損扱い

火災共済は、火災などによる住宅の焼破損割合が70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。



自然災害の保障が充実「大型タイプ」

自然災害共済「大型タイプ」は、大型の保障で風水害や地震などの自然災害から住宅や家財をしっかり守ります。掛金が手頃な「標準タイプ」もあります。



もしものときも安心です

住宅損害の事故受付は365日・24時間受け付けています。

保障内容

※最高保障額は加入内容にもとづき異なります。

火災共済

PLUS!

自然災害共済

自然災害共済は、火災共済にプラスしてご加入いただく保障です。「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。

■ 火災等共済金

火災などのとき
契約期間中に火災、落雷、他人の住居からの水ぬれなどにより住宅・家財に損害が生じたとき。



最高保障額
6,000万円
(600口加入の場合)
プラス15%の臨時費用共済金をお支払い(200万円限度)*

■ 風水害等共済金*

風水害などのとき
契約期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。



最高保障額
300万円
(600口加入の場合)
プラス15%の臨時費用共済金*をお支払い*

■ 風水害等共済金*

風水害などのとき
契約期間中に暴風雨、突風、台風、高波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 4,200万円
標準タイプ 3,000万円
(600口加入の場合)

■ 地震等共済金

地震などのとき
契約期間中に地震、噴火、津波などにより住宅・家財に損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 1,800万円
標準タイプ 1,200万円
(600口加入の場合)

※臨時費用共済金…罹災後の臨時的支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他にも保障される内容

■ 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■ 住宅災害死亡共済金*

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■ 失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

NEW ■ バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、 住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと(例)バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■ 修理費用共済金* (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、 契約共済金額の20%

NEW ■ 水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	10万円

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■ 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、 契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

NEW ■ 付属建物等風水害共済金* (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

■ 風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)を選択の場合、「★」がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

その他にも保障される内容

■ 盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨(1万円以上)	20万円 または、 家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書	200万円 または、 家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が口座から引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

■ 付属建物等特別共済金*

(大型タイプ)の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

■ 傷害費用共済金*

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき 600万円 (1口あたり最高 10,000円)

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■ 地震等特別共済金 (加入口数が20口以上の場合のみ対象)

被害内容	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型タイプ 1世帯あたり4.5万円
	標準タイプ 1世帯あたり3万円

火災共済・自然災害共済について

保障内容

必要保障額と掛金の計算

建物構造確認ガイド

「ご契約のてびき」

保障内容 (共済金お支払いのしくみと特約)

(保障金額)

下表のとおり、被害・損害の程度によって共済金が決まります。

火災などのとき 火災等共済金		火災共済	
被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	+

契約期間中に火災等により住宅・家財に損害が生じた場合、上記の表のとおり火災等共済金をお支払いします。

風水害などのとき 風水害等共済金		火災共済		自然災害共済				
被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	大型タイプ		標準タイプ		
				1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	損壊率の20%以上70%未満	15,000円	150万円	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
				21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	損害額100万円を超える 10万円を超え20万円以下	4,000円 500円	40万円 5万円	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
				1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上浸水	全床面の50%以上	150cm以上	15,000円	150万円	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		40cm未満	3,000円	30万円	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	全床面の50%未満	100cm以上	3,000円	30万円	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm未満	1,000円	10万円	2,100円	126万円	1,500円	90万円

契約期間中に風水害等により住宅・家財に損害が生じた場合、上記の表のとおり風水害等共済金をお支払いします。
※火災共済において、住宅・家財いずれかのみ契約の場合、支払限度額は上記の表の半額となります。

契約期間中に火災等により住宅・家財に損害が生じた場合、上記の表のとおり火災等共済金をお支払いします。

地震などのとき 地震等共済金		自然災害共済			
被害の程度	損害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	住宅の損壊率50~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
				半壊・半焼	20~50%未満
一部壊・一部焼	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別共済金

被害の程度	大型タイプ	標準タイプ
支払額	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり4.5万円	1世帯あたり3万円

契約期間中に地震等により住宅・家財に損害が生じた場合、上記の表のとおり地震等共済金または地震等特別共済金をお支払いします。

契約期間中に地震等により住宅・家財に損害が生じた場合、上記の表のとおり地震等共済金または地震等特別共済金をお支払いします。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いをお約束するものではありません。
※貸家契約、空家契約は対象となりません。

PLUS! 特約をプラスして暮らしにさらなる安心を。

NEW 近隣への延焼による損害に対応!

類焼損害保障特約

火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

NEW 万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約

火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万の際にお役に立ちます。

被害内容	支払限度額
盗取・汚損・損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※上記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

賃貸住宅にお住まいの方へプラスの安心!

借家人賠償責任特約

火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
居住する借住住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円 (400口加入の場合)

さらにこちら!

賠償費用共済金	損害賠償するにあたって要した費用	損害賠償するにあたって要した費用
損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。	①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認められる費用など	②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用

おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

NEW 賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて!

個人賠償責任共済

火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
・居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然的な事故で法律上の賠償責任を負った場合 ・日常生活に起因する偶然的な事故により、法律上の賠償責任を負った場合	1億円
対人臨時費用	死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円

おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金額が高額となる事故も多くなっていますので、万に備えましょう。

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。
※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

必要保障額と掛金の計算

「見積書が手元にない」「自分で特約を選んで掛金を知りたい」などのときは、
ご自分でシミュレーションできますので、ぜひご利用ください。

JP共済生協のホームページでも
掛金の計算などシミュレーション
ができます！ [ポストラ이프](#) [検索](#)



2ステップでカンタン！

ステップ1 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、
元通りの生活を再建させるのにいくら
かかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額 (持ち家)



住宅の延床面積を確認します。

あ 坪 (坪数=㎡÷3.3)
※坪数小数点以下切り上げ

1坪あたりの加入基準を確認します。

●住宅の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
所在地の加入基準をいに記入してください。

い 万円 住宅の加入基準はお住まいの
地域と住宅構造で異なります

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
木造構造	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
木造構造	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
鉄骨・耐火構造	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
鉄骨・耐火構造	その他の道県	70万円

住宅の必要保障額を計算します。

あ 坪 × い 万円 = ア 万円

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ア 万円 - 他保険 万円 = イ 万円

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)



住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数を
もとに家財の必要保障額を確認します。

●家財の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
該当の加入基準をウに記入してください。

ウ 万円 家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯
主の年齢・世帯人数で異なります

〈家財の加入基準〉

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	4030歳未満以上	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪未満	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
	30歳未満	上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ウ 万円 - 他保険 万円 = エ 万円

住宅と家財の「必要保障額」の合計を計算します。

住宅の必要保障額 ア または イ + 家財の必要保障額 ウ または エ = 住宅・家財の合計必要保障額 万円

ステップ2 掛金の計算

持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸の方は家財の加入口数を計算します。

住宅の必要保障額 ア または イ ÷ 10万円 = a □
家財の必要保障額 ウ または エ ÷ 10万円 = b □
a + b = c □ (合計加入口数)
※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を P.9 でご確認ください。

火災共済の掛金額

C □ ×

1口あたりの掛金	月払い	年払い
木造構造	6円	70円
鉄骨・耐火構造	3.5円	40円
マンション構造(風水害保障なし)	3円(2.5円)	30円(25円)

 = A 円

自然災害共済の掛金額

C □ ×

大型タイプ	標準タイプ				
1口あたりの掛金	1口あたりの掛金				
月払い	年払い	月払い	年払い		
木造構造	14円	165円	木造構造	9.5円	110円
鉄骨・耐火構造	9円	105円	鉄骨・耐火構造	6円	70円
マンション構造(風水害保障なし)	8円(7円)	90円(80円)	マンション構造(風水害保障なし)	5.5円(5円)	60円(55円)

 または

標準タイプ	月払い	年払い
木造構造	9.5円	110円
鉄骨・耐火構造	6円	70円
マンション構造(風水害保障なし)	5.5円(5円)	60円(55円)

 = B 円
※火災共済と同口数になります。 ※「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。 ※自然災害共済のみの加入はできません。

付帯される特約の掛金額

NEW 類焼損害保障特約の掛金

月払い	年払い
200円	2,300円

 + NEW 盗難保障特約の掛金

月払い	年払い
100円	1,100円

 + NEW 個人賠償責任共済の掛金

月払い	年払い
200円	2,300円

 = C 円
※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約の掛金を計算します。(賃貸住宅の方のみ)

借用住宅の延床面積 保障額の目安

30㎡未満	500万円(50口)
30~50㎡未満	1,000万円(100口)
50~70㎡未満	1,500万円(150口)
70㎡以上	2,000万円(200口)

 借用住宅の延床面積から希望する保障額を計算します。
※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※左の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。左の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

希望する保障額は? 万円 ÷ 10万円 = d □
※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

借家人賠償責任特約の掛金

1口あたりの掛金	月払い	年払い
木造構造	4円	45円
鉄骨・耐火構造	2円	20円
マンション構造	1.5円	15円

 = D 円

合計の掛金を計算します。

A 円 + B 円 + C 円 + D 円 = あなたの掛金額 円

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。
※建物構造区分が「木造構造」は20口以上、「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」は30口以上で加入ください。

建物構造確認ガイド

お住まいの建物構造によって、掛金が異なりますのでしっかりチェックしましょう。

3ステップで
建物構造を確認
しましょう。



ご契約物件は… 戸建て住宅ですか、共同住宅ですか？

戸建て住宅

- 共同住宅以外のすべての住宅
- 建物内部で行き来のできる二世帯住宅



共同住宅

- 同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅
- 建物内部で行き来のできない二世帯住宅

具体例 マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等



Step2 柱の材質

木質など

鉄骨造

コンクリート造

木質など

鉄骨造

コンクリート造

Step3 耐火基準

耐火建築物
準耐火建築物
省令準耐火建物
に該当しますか？

右ページで確認
確認書類の提出が
必要な場合があります。

いいえ

はい

耐火建築物
に該当しますか？

右ページで確認
確認書類の提出が必要な場合があります。

木質などの方

鉄骨造の方

いいえ

いいえ

いいえ

はい

準耐火建築物
省令準耐火建物
に該当しますか？

右ページで確認
確認書類の提出が
必要な場合があります。

いいえ

はい

はい

木造構造

鉄骨・
耐火構造

木造構造

鉄骨・
耐火構造

マンション
構造

住宅の構造（「木造構造」「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」）によって掛金が異なります。加入申込書記入時にご確認ください。

建物の柱の材質について

木質など

鉄骨造・コンクリート造
以外
※柱がない枠組壁工法建物
(2×4建物)を含みます。



鉄骨造

すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。



コンクリート造

すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物をいい、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。



耐火基準の確認は、以下の方法で行います。

申込時に確認書類が必要になる場合があります。

申込書の「確認方法」欄にはそれぞれ下記の番号をご記入ください。

■ 昭和35年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である

はい

耐火基準は「耐火建築物」を適用します。
建物構造区分は「マンション構造」を適用します。

該当しない
場合

提出書類
提出不要

2

■ JP共済生協のホームページで耐火基準コードを確認

ポストライフ 検索 <http://www.postlife.or.jp/>

確認できた場合
申込書の「確認方法」欄に右記の番号を記入するとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字を記入してください。

確認できない
場合

提出書類
提出不要

4

■ 建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認

以下のいずれかの書類に、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す記載があれば確認できます。

- 建築確認申請書、設計仕様書、設計図面
- ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料
- 他の損害保険会社の火災保険契約の保険証券に記載されている構造級別（M構造・T構造）を火災共済の構造区分に読み替えて適用

※M構造=マンション構造 T構造=鉄骨・耐火構造

例 持ち家の方:建築確認申請書では、第4面で確認できます。賃貸の方:不動産賃貸業者等の作成資料で確認できます。

ご自宅に書類がない
場合

申込時には以下の
確認書類が必要です。

提出書類
①建築確認申請書の写し
②仕様書や設計書等の写し
③保険証券の写し など

1

■ P.22の[耐火基準申請書]を施工者等に記入いただき申込書と一緒にJP共済生協へ提出ください

申込時には以下の確認書類が必要です。

提出書類
耐火基準申請書

3

ご不明な場合は、JP共済生協までお問い合わせください。

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、この「契約概要」「注意喚起情報」は、契約に関するすべてを記載したものではありません。詳細については、加入後に共済契約証書とともに送付する「ご契約のしおり・契約規定」に記載しています。必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、J P共済生協までお問い合わせください。

各項目に記載しています

契約概要
共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報
ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語のご説明

- 【契約者】**
全労済と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。ただし出資金を払い込んでJ P共済生協の組合員となる必要があります。
- 【共済契約関係者】**
契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
- 【生計を一にする(同一生計)】**
日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
- 【共済金受取人】**
共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
- 【支払事由】**
共済金が支払われる事由をいいます。
- 【発効日】**
申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

- 【共済の目的】**
契約により保障されるものをいいます。
- 【共済契約証書】**
契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。
- 【再取得価額】**
被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額をいいます。
- 【損壊】**
壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
- 【床上浸水】**
居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

共済商品のしくみ

契約概要

事業規約名	商品名
風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済	火災共済 自然災害共済

火災共済

火災共済は、ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。
※建物構造区分が「木造構造」は20口以上、「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」は30口以上でご加入ください。

自然災害共済

火災共済にセットして加入できます。地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で加入してください。なお、加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●基本保障、任意でセットできる特約など

	基本保障			+	任意でセットできる特約など
	火災共済 + 自然災害共済	火災共済	火災共済 + 自然災害共済 マンション構造専用 風水害保障なしタイプ		
火災等	○	○	○		類焼損害保障特約
風水害等	○	△	×		盗難保障特約
地震等	○	×	○		借家人賠償責任特約
火災共済に付随する保障	○	○	△		個人賠償責任共済
自然災害共済に付随する保障	○	×	△		

※“△”は“○”に比べて保障額が少なくなることを意味します。“×”は保障されません。
※盗難保障特約は、火災共済の住宅契約のみ加入、または、自然災害共済に加入している場合は、セットすることはできません。
※借家人賠償責任特約は、自家・貸家の方はセットすることはできません。

●加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。
※他の火災保険・共済などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

基本保障・共済の目的など

1 基本保障

契約概要

注意喚起情報

火災共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
火災等共済金	共済の目的に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来
風水害等共済金★	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の1.または2.に該当する場合 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2. 住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風(竜巻含む)、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合)	持ち出し家財について、日本国内の他の建物内(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等)もつばら通路に利用されているものを除きます)において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金 (住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の専用水道管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除きます)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)	共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ)	共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除きます)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★ (マンション構造のみ)	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	共済の目的である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合 1. 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2. 風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等風水害共済金★ (住宅の加入口数20口以上の場合)	風水害等により共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)を選択の場合、前表の“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

自然災害共済

共済金の種類	共済金をお支払いする場合(支払事由)
風水害等共済金★	共済の目的に風水害等による損害が生じ、次の1.～3.に該当する場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます) 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます) 2. 家財の損害の額が10万円を超える場合(浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます) 3. 住宅が床上浸水を被った場合
盗難共済金	盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたます場合 (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと (2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊
地震等特別共済金 (住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
付属建物等特別共済金★ ※大型タイプのみ (住宅の加入口数20口以上の場合)	共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物が次の1.または2.に該当する場合 1. 風水害等による損害額が10万円を超える場合(申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます) 2. 地震等による損害額が20万円を超える場合
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)を選択の場合、前表の★がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

共済金をお支払いできない主な場合

火災共済 次のいずれかの事由により生じた損害

- 発効日以前に生じた損害
- 住宅の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
- 共済の目的である家財(持ち出し家財を除きます)が、共済の目的である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
- 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 9.以外の放射線照射または放射能汚染
- 7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大
- 7.～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金)
- 借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事(借家人賠償責任特約)
- 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害(借家人賠償責任特約)
(1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
(2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
- 共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意(類焼損害保障特約)
- 類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反(ただし、他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます)(類焼損害保障特約)

【個人賠償責任共済】

- 同居または生計を一にする親族に対する損害賠償責任
- 暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- 職務従事に起因する損害賠償責任
- 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

など

共済金をお支払いできない主な場合

自然災害共済 次のいずれかの事由により生じた損害

- 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」1.～4.の事由
- 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- 家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」8.～10.の事由、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.～10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金)
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの(傷害費用共済金)
- 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害(風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金)

など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含まれます。

自然災害共済の共済金が削減される場合

1回の風水害等または地震等による所定の支払共済金総額が、あらかじめ定められた右記の総支払限度額を超える場合は、共済金を削減してお支払いします。

総支払限度額	風水害等・・・480億円 地震等・・・2,700億円
---------------	---

全労済では大規模な台風や地震などに備えるために異常危険準備金や再保険の手配を行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、やむを得ず所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。また、共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

2 お支払いする共済金の額

契約概要

注意喚起情報

➡ P.3～6をご確認ください。

3 特約などの概要

契約概要

火災共済にセット加入できる特約などの概要は次のとおりです。

特約など	内容	セット加入の条件
借家人賠償責任特約 	借用住宅の借主(被共済者)の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	火災共済(家財)に30口以上加入し、下記の(1)～(3)のすべてに該当する場合に加入できます。 (1) 借用住宅に基本契約の共済の目的である家財が収容されているとき (2) 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき (3) 被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は、借用住宅の借主となります。なお、借用住宅の借主は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害保障特約 	契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約 	盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障対象となり、住宅部分については保障の対象外です)。	火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※火災共済の住宅契約のみの加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。
個人賠償責任共済 	日常生活における偶然的な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然的な事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。 【被共済者の範囲】 被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。なお、主たる被共済者は、火災共済の契約者です。 (1) 主たる被共済者 (2) 主たる被共済者の配偶者 (3) 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族 (4) 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子 ※主たる被共済者と主たる被共済者以外の被共済者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ※別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

4 共済の目的

契約概要

住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分にに応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約者となってください。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

- ⑦ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
- ⑦ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
- ⑦ 次の用途を兼ねる住宅

- 常時10人以上が業務に従事する事務所・火薬類専門販売業、再生资源集荷業・作業員宿舎、簡易宿泊所・貸座敷、待合、割烹、料亭・キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの・映画館、劇場、遊技娯楽場・工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫、車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	マンション構造に該当しない住宅で下記1.～4.のいずれか 1. 下記のいずれかに該当する住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2. 耐火建築物（戸建てのみ） 3. 準耐火建築物（戸建て・共同住宅） 4. 省令準耐火建物（戸建て・共同住宅）	下記1.または2.のいずれか 1. 下記のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2. 耐火建築物の共同住宅

家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分の家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

共済の目的とならない住宅・家財（抜粋）

- 通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
- 店舗専用の住宅、営業用の商品、器具備品、設備など
- 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
- 法人名義の住宅



5 共済期間および保障の開始

契約概要

注意喚起情報

共済期間

毎年1月1日から12月31日までの1年とします。

※共済期間の途中で加入・変更・解約をすることができます。中途契約の共済期間は、申込日の翌日以降に指定した共済契約の発効日から最初に到達する12月31日までです。ただし、発効日から満期日までが3ヵ月未満の場合は、指定した共済契約の発効日から翌年の12月31日までです。

※お申し出のない限り、同一の契約内容で自動的に更新します。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が共済の目的の範囲外である場合は更新できません。

保障の開始

全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始（発効）します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生（発効）します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなられた場合は、申込書の受付日（消印日）の翌日午前零時から保障を開始します。

2. 給与控除または、自動払込により初回掛金を払い込む場合（郵送加入）

契約の効力は申込書の受付日（消印日）の翌々月1日午前零時から発生（発効）します。

※初回掛金は申込書を受付けた日（消印日）の翌月に引落しを行います。

現職者の方…給与支給日

退職者の方…24日（金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日となります）

※受付日によって初回掛金の引き落としの処理が間に合わない場合は、翌月の引落日に2ヵ月分の掛金をまとめて引き落としますので、ご了承ください。

※初回掛金の引き落としができなかったときは、申し込みは無かったものとなります。

掛金と払込方法

1 掛金

契約概要

注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金および特約の掛金は **▶ P.8** をご確認ください。

※掛金の算出上発生した端数（円未満）は切り上げて算出します。

2 掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

2回目以降の掛金払込

1. (1) 月払いの場合

① 現職者の方は毎月給与支給日に給与または指定の口座から引き落とします。

② 退職者の方は毎月24日（金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日）に指定の口座から引き落とします。

(2) 年払いの場合

① 現職者の方は毎年12月の給与支給日に給与または指定の口座から引き落とします。

② 退職者の方は毎年12月24日（金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日）に指定の口座から引き落とします。

3 掛金の払込猶予期間

注意喚起情報

払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務（加入申込書の記入上の注意事項）

注意喚起情報

申込書は全労済と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印をしてください。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、J P共済生協に提出してください。詳しくはJ P共済生協までお問い合わせください。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出

注意喚起情報

契約者は次の場合、直ちにJ P共済生協へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
- 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
- 30日以上空家または無人にするとき
- 共済の目的を移転または変更するとき
- 共済の目的である住宅の滅失、解体、譲渡、または共済の目的である家財を収容する建物の滅失、解体したとき
- この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
- 共済の目的の範囲外になったとき
- 同居家族の人数が変わったとき
- 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で全労済が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために

注意喚起情報

共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります（「指定代理請求制度」といいます）。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができる制度があります（「代理請求制度」といいます）。詳しくはJ P共済生協までお問い合わせください。

3 契約の解約・取り消し・消滅

注意喚起情報

- 契約者はいつでも契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

4 契約の無効 ! 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金をお返しします(②の共済金の不法取得目的による無効の場合、掛金はお返ししません)。

各共済・特約共通

- ⑦ 共済の目的が契約の発効日または更新日において、共済の目的の範囲外
のとき
- ⑧ 契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である
家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発
生していたとき
- ⑨ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、「特約などの概要」
の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかを満たしていな
いとき(借家人賠償責任特約)

- ⑩ 共済金額が全労済の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- ⑪ 住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の
類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- ⑫ 同一の契約者により同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保
障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- ⑬ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ⑭ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取
得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

自然災害共済においては上記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効となります。

- ① 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せら
れ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込ま
れた契約。ただし、更新契約または中途変更の場合は、増額部分とします。

- ① 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えてい
たときは、その超えた部分

5 契約の解除と更新謝絶 ! 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。また、次の⑦～⑭のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

- ⑦ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は被共済者または共済金を受
け取るべき人、借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の
場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為
を行い、または行おうとしたとき
- ⑧ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを
目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

- ⑦ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認
められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき
関係*2を有していると認められるとき
- ⑧ 前記⑦～⑭までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損な
われ、全労済が、契約の存続を不相当と判断したとき
- ⑨ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項
について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業
その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人で
ある場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。
※前記⑨の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について ! 注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書(共済掛金証明書)は、毎年10月頃発行します。

7 他の保険・共済などに加入している場合の共済金支払い ! 注意喚起情報

火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済、個人賠償責任共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済およびJP共済生協は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報は、ご本人がどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済およびJP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、
全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)
JP共済生協ホームページ(<http://www.postlife.or.jp/>)
をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

- 1.苦情のお申し出先について**
全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
苦情は、受付専用窓口の「**全労済 お客様相談室**」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。
◆**全労済 お客様相談室**
・専用フリーダイヤル 0120-603-180
・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>
- 2.裁定または仲裁の申し立てについて**
苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。
共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
・電話 03-5368-5757
・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。
全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。



契約に関するお問い合わせは

ポストラライフサービスセンター

受付時間 9:00～17:45(土・日・祝日・年末年始除く)



0120-562-060



事故受付に関するお問い合わせは

全労済住宅災害受付センター

受付時間 24時間・365日



0120-131-459



ポストラライフ

検索

JP共済生協は消費生活協同組合法(生協法)に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された生活協同組合です。発足以来、郵政関連企業で働く方のために、保障の事業を行う生協として営利を目的とせず、健全な事業運営を行っています。



日本郵政グループ労働者共済生活協同組合(ポストラライフ)

建物構造確認についてよくあるご質問

Q1 「二世帯住宅」は「共同住宅」ですか？

A 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

Q2 柱が見えないので、柱の材質が分かりません。どのように確認すればよいのですか？

A 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとさせていただきます。

Q3 鉄骨と木の柱が混在する場合は、「鉄骨造」と「木質など」のどちらに該当しますか？

A 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

Q4 賃貸住宅の耐火基準はどのような方法で調べることができますか？

A 不動産賃貸業者が作成した賃貸契約書などに記載がないか確認してください。入居時に火災保険に加入した場合、火災保険の保険証券に記載されている場合もあります。お手元の書類などで確認できない場合は、J P 共済生協までお問い合わせください。

Q5 木造住宅の場合は、耐火基準を調べなくとも「木造構造」としてよいのでしょうか？

A 一般に木造住宅と称される建物でも耐火基準に該当する場合があります。必ず耐火基準に該当するかどうか確認していただくをお願いします。

Q6 耐火基準が調べられない場合や、調べても分からない場合は、どうすればよいのでしょうか？

A 耐火基準の確認ができない場合は、耐火基準に該当しないものとして判断してください。

Q7 建築業者が倒産したため、業者に確認ができない場合には、どのようにすればよいですか？

A 建築確認申請書等でのご確認をお願いします。

Q8 P.22にある【耐火基準申請書】は提出する必要がありますか？

A 【耐火基準申請書】は、P.9・10で耐火基準に適合するかどうかの確認をし、提出が必要な場合のみ施工者様等に証明をうけたものをご提出ください。

Q9 「防火地域(または準防火地域)」に住んでいますが、耐火基準に該当しますか？

A 防火地域(または準防火地域)であっても、ご契約の物件が「耐火基準」に該当しない場合があります。お手数ですが、耐火基準が記載された書類などで確認をお願いします。

J P 共済生協 火災共済・自然災害共済新規加入申込書 (兼 J P 共済生協加入申込書)

全労済 御中

貴生協が取り扱う「J P 共済生協 火災共済・自然災害共済および個人賠償責任共済」の「ご契約のてびき」に記載の「契約概要」および「注意喚起情報」の内容を了承し、加入を申し込みます。申込書および質問事項に記載の各事項が、事実と相違ないことを誓約します。記載事項に明らかな誤りがある

ときは、貴会が当該事項について訂正しても異議ありません。なお、本契約に関する契約者等の個人情報、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や J P 共済生協および全労済の事業、各種商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されること、また、所属する労働

組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、これらの個人情報も所属団体へ提供されることを被共済者とともに同意します。*個人情報取り扱いに関する詳細は全労済ホームページ(http://www.zenrosai.coop)をご確認ください。

1 申込日(告知日) 年 月 日

2 契約者について確認してください。

氏名	フリガナ	生年月日	性別	連絡先
フリガナ	氏名	平成() 昭和() 大正() 19()	① 男 ② 女	市外局番 局番 番号
フリガナ	氏名	年 月 日	① 自宅 ② その他(賃貸など)	
フリガナ	氏名	平成() 昭和() 大正() 19()		
フリガナ	氏名	年 月 日		
フリガナ	氏名	平成() 昭和() 大正() 19()		
フリガナ	氏名	年 月 日		
フリガナ	氏名	平成() 昭和() 大正() 19()		
フリガナ	氏名	年 月 日		

3 必ず押印してください



4 共済目的の所在地・建物構造区分等を確認・記入してください。

*建物形態から建物構造区分までは、「建物構造区分確認ガイド」を参照ください。

共済目的の所在地	フリガナ	別棟区分	
共済目的物件は現住所と同じですか？	フリガナ		
① 現住所と同じ	フリガナ		
② その他(別棟・貸している家など)	フリガナ		
③ の場合のみ右側に記入してください。	フリガナ		
ステップ1	ステップ2	ステップ3	建物構造区分
建物形態	柱の材質	耐火基準	確認方法(裏面記載事項A)
① 戸建て	① 木質など(以下の②③以外)	耐火基準①~③に該当する場合記載	確認方法欄(1~4を記入)
② 共同住宅(マンション・アパート等)	② 鉄骨造	① 耐火建築物 ② 準耐火建築物	耐火基準コード(4の場合のみ)
	③ コンクリート造	③ 省令準耐火建物	
共済目的区分	建物所有者	住宅延面積	同居家族数
① 持ち家	共済目的区分が①~③のときは、建物所有者を下から選択してください。		本人を含めて
② 持ち家(別棟)			① 有
③ 持ち家(貸している家)	① 契約者本人がすべて所有		② 無
④ 借りている家	② 同一生計の親族がすべて所有		
⑤ 借りているマンション・アパート等	③ 共有(契約者本人または同一生計の親族の所有あり)	① 坪 ② m ²	
			建物用途
			① 居住専用住宅
			② 店舗等併用住宅
			③ の場合の確認(裏面記載事項B)
			店舗等併用住宅の場合は、裏面記載事項Bについてお答えください。
			① いいえ ② はい

7 自動払込利用申込書 (印・加)

種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は*欄に記入してください)	番号(右につめて記入してください)
1 6 6 3 0 1			
(フリガナ) おなまえ	氏名	お届け印	電話
申込先口座番号	00170-1-29400	申込先加入者名	ポストライフ
払込日	加入者(ポストライフ)が指定する日		
申込の種類	すべての共済掛金(マイカー共済除く)		
組合員番号			
組合員氏名			
不備内容	1. 記号番号相違 2. 氏名相違 3. 印鑑相違・印影不鮮明 4. 該当口座なし 5. その他()		
不備返却住所	〒151-8591 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6 J P 共済生協(ポストライフ)		

* ゆうちょ銀行の窓口では申込みできません。・マイカー共済の自動払込を申込む場合は、マイカー共済専用の自動払込利用申込書にてお申し込みください。

保障の開始日(発効日)について

保障の開始日を指定する場合、J P 共済生協が申込みを受けた日(消印日)の翌々月1日以降の日付を指定下さい。保障の開始日を指定しない場合、J P 共済生協が申込みを受けた日(消印日)の翌々月1日が保障の開始日となります。これ以前の保障の開始日をご希望の場合は、ポストライフサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

予定発効日 年 月 日

県番号 48 団体番号 JP0001
生協名 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

5 基本保障(火災共済・自然災害共済)、特約など(借家人賠償責任特約・類焼損害保障特約・盗難保障特約・個人賠償責任共済)について、お申し込みいただく口数・タイプを確認・記入してください。

保障タイプ	共済名	申込口数(偶数口数でお申し込みください)	合計口数	払込方法	1口あたりの単価	共済掛金額
基本保障	火災共済	住宅	㉗	K1A4	給与控除/年払	①=㉗×①
		家財	㉘			②=㉗×②
	自然災害共済	住宅	① 火災共済と同口数付帯 ③ 付帯しない	K1A1	給与控除/月払	③=㉗×③
		家財	① 火災共済と同口数付帯 ③ 付帯しない			K1B4
特約など	借家人賠償責任特約	借りにいる家、借りにいるマンション・アパート等の場合に付帯できます。なお、火災共済家財契約30口以上の加入が必要です。			⑦	⑦
		火災共済に30口以上の加入が必要です。	① 付帯する ② 付帯しない		⑧	⑧
	盗難保障特約	火災共済の家財に30口以上の加入が必要です。自然災害共済にご加入の場合は、盗難保障特約は付帯できません。	① 付帯する ② 付帯しない		⑨	⑨
	個人賠償責任共済	火災共済に30口以上の加入が必要です。	① 付帯する ② 付帯しない		⑩	⑩

6 共済掛金の合計額を記入してください。共済掛金額合計(①~⑩の合計) 円

申込受付日	20 年 月 日
現金入金日	20 年 月 日

受付日	消印日	指定満期日	全労済組合員番号	入金照合	払・原票番号	包題	建区	回送	奇数	初回込	最加入	未分け	口座				
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日															
市区	棟番	組番号	住所変更区分	現目	異動先団体番号	異動先商品番号	上限	質権	帳票	変区	ワークフローチェック	印鑑	職業	スナップ	仮処理	案件グループ	責任者

帳票番号 (BK95) 原票番号

申込書記入例

- 1 申込書にご記入いただいた日を記入してください。
- 2 契約者（組合員）の氏名・生年月日・性別・現住所など、もれなく記入してください。
- 3 契約者印を必ず押印してください。印鑑の種類（実印・認印・口座届出印など）は問いません。

- 4 契約の物件の「**共済目的の所在地**」から「**建物用途**」まで**必要項目を必ず記入**してください。
- 5 火災共済・自然災害共済・特約などの申込み内容を記入してください。
- 6 契約内容に応じて、掛金の合計額を算出し、記入してください。
- 7 払込方法を自動払込にされる場合は、**ゆうちょ銀行の口座**を記入のうえ、**口座届出印を押印欄に押印**してください。

初回掛金の払込日について

申込書を受付けた日（消印日）の翌月に引落を行います。
 ○現職者の方…給与支給日
 ○退職者の方…24日（金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日となります）

※受付日によって初回掛金の引き落としの処理が間に合わない場合は、翌月の引落日に2ヵ月分の掛金をまとめて引き落としますので、ご了承ください。

申込上のご注意

○火災共済の住宅と家財あわせて、木造は20口、鉄骨・マンションは30口以上でご加入ください。

必ず押印してください。

現職者の方であらに J P 共済生協の組合員になれる方は、ご記入ください。
 社員番号(8桁)は、次の証明書類等により確認できます。
 社員番号が0(ゼロ)から始まる場合は、省略・左詰めをしないで必ず8桁記入してください。
 ①給与明細書(8桁)
 ②日本郵政共済組合員証の番号(8桁)
 ③社員証(14桁)の6行目から13行目の番号
 ※記入する桁を間違えないよう注意してください。
 (例)No.012340**12340123** ←この部分

○印をつけてください。[②その他(別棟・貸している家など)]の場合、その所在地を記入してください。

必ず、「建物構造区分確認ガイド」をご確認のうえ、記入してください。
 なお、「耐火基準」が「①耐火建築物」「②準耐火建築物」「③省令準耐火建物」の場合は、下記「記載事項A 耐火基準の確認方法」をよくお読みのうえ、正しく回答してください。

対象物件が共有名義の場合、契約者の持ち分に応じた申込口数にしてください(所有者が同一生計の親族の場合、1人を代表者として1つの契約とすることも可能です)。

共済目的物件の建物用途(居住専用住宅または店舗等併用住宅)を必ずお答えください。店舗等併用住宅の場合は、下記「記載事項B 併用住宅についての確認」をよくお読みのうえ、正しく回答してください。
 記載事項Bに「該当する」場合は、契約者および同一生計の親族が居住する部分のみ、ご加入いただけます。住宅延面積の欄には店舗等を除いた居住部分の面積を記入してください。
 記載事項Bに「該当しない」場合は、店舗等を含めてご加入いただけます。住宅延面積の欄には、店舗等を含めた面積を記入してください。

通帳などをご確認のうえ、正しく記入してください。
届出印が異なりますと自動払込みができませんので、ご注意ください。

ご回答いただいた建物構造区分に応じて、お申し込みください。「③マンション構造」の場合は、保障タイプに「風水害保障ありタイプ」と「風水害保障なしタイプ」がありますので、いずれか選択してください。なお、「①木造構造」「②鉄骨・耐火構造」の場合は「風水害保障ありタイプ」のみとなります。

申込口数を住宅・家財それぞれ**20口単位(偶数)**で記入してください。他の火災保険(共済)契約がある場合は、「加入基準口数×10万円」の金額から、すでに入されている他の火災保険(共済)の契約金額を差し引いた額までご加入いただけます。なお、建物構造区分・住宅延面積・同居家族数・世帯主の年齢によって、住宅・家財の加入基準口数が決まります。詳しくは、リーフレット等を確認してください。

火災共済・自然災害共済の掛金額計算上で端数(円未満)が発生した場合は切り上げとなります。

希望する払込方法に○を記入してください。

加入タイプを選択してください。建物一棟につき「標準タイプ」「大型タイプ」のいずれかとなります。建物一棟に複数の契約がある場合は、同一タイプに揃えて加入してください。
 また、あわせて付帯方法を選択してください。申込口数は、火災共済の申込口数と付帯の方法によって自動的に決まります。保障額についてはリーフレット等を確認してください。

特約などには単独では加入できません。詳しくは、リーフレット等を確認してください。「借家人賠償責任特約」は20口単位(偶数)で記入してください。「借家人賠償責任共済」に加入される場合は、下記「記載事項C 他保険の有無」をよくお読みのうえ、正しく回答してください。

ご自分で確認する方法がない場合のみ

このページの「耐火基準申請書」を切り取り、ご記入のうえ申込書とともにご提出ください。

施工者様、販売者様、不動産賃貸業者様へのお願い

J P 共済生協、全労済では、火災共済の契約引き受けに際し、建物の耐火基準を確認しています。

耐火基準証明書記入のご協力をお願いいたします。

「耐火基準申請書」

J P 共済生協、全労済 御中

申請日 20 年 月 日

契約者記入欄	申請者氏名(ご契約者氏名)	押印
	火災共済の対象となる建物所在地	印

上記火災共済の対象となる建物(共済の目的である建物、または共済の目的である家財を収容する建物)は、耐火基準に合致する建物であることを、施工者、販売者、不動産賃貸業者等より、下記のとおり証明されましたので、申請いたします。

火災共済の加入申し込みにあたっての「耐火基準の確認」として、施工者様、販売者様、不動産賃貸業者様等に内容をご説明いただいたうえで、記入・押印を依頼してください。

耐火基準証明書

下記の建物は、以下のチェック した項目に該当する建物であることを証明いたします。

ご記入日 20 年 月 日

耐火建築物の種類 (いずれかを <input checked="" type="checkbox"/> してください)	<input type="checkbox"/> 耐火建築物……………建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物……………建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する耐火建築物 <input type="checkbox"/> 省令準耐火建物……………住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物(同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません)
建物の商品名・型名	(商品名・型名がない場合は記入不要です)
建物所在地	
証明書作成者	住所: 会社名: 担当者名:

火災共済・自然災害共済 中途契約掛金額

共済期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間です。
 共済期間の途中で加入する場合、発効日から最初に到達する12月31日までの短期契約となります。例)発効日8月1日 共済期間5ヵ月
 ※1~2ヵ月の短期契約はないので、その場合は13~14ヵ月の長期契約となります。

火災	木造			鉄骨・耐火			マンション			マンション風水害なし			類焼 損害保障	盗難保障	個人賠償責任				
	自然災害		借家人賠償	自然災害		借家人賠償	自然災害		借家人賠償	自然災害		借家人賠償							
	標準	大型		標準	大型		標準	大型		標準	大型								
3ヵ月	18円	28.5円	42円	12円	10.5円	18円	27円	6円	9円	16.5円	24円	4.5円	7.5円	15円	21円	4.5円	600円	300円	600円
4ヵ月	24円	38円	56円	16円	14円	24円	36円	8円	12円	22円	32円	6円	10円	20円	28円	6円	800円	400円	800円
5ヵ月	30円	47.5円	70円	20円	17.5円	30円	45円	10円	15円	27.5円	40円	7.5円	12.5円	25円	35円	7.5円	1,000円	500円	1,000円
6ヵ月	35円	55円	83円	23円	20円	35円	53円	11円	15円	30円	45円	8円	13円	28円	40円	8円	1,150円	550円	1,180円
7ヵ月	41円	64.5円	97円	27円	23.5円	41円	62円	13円	18円	35.5円	53円	9.5円	15.5円	33円	47円	9.5円	1,350円	650円	1,380円
8ヵ月	47円	74円	111円	31円	27円	47円	71円	15円	21円	41円	61円	11円	18円	38円	54円	11円	1,550円	750円	1,580円
9ヵ月	53円	83.5円	125円	35円	30.5円	53円	80円	17円	24円	46.5円	69円	12.5円	20.5円	43円	61円	12.5円	1,750円	850円	1,780円
10ヵ月	59円	93円	139円	39円	34円	59円	89円	19円	27円	52円	77円	14円	23円	48円	68円	14円	1,950円	950円	1,980円
11ヵ月	65円	102.5円	153円	43円	37.5円	65円	98円	20円	30円	57.5円	85円	15円	25円	53円	75円	15円	2,150円	1,050円	2,180円
12ヵ月	70円	110円	165円	45円	40円	70円	105円	20円	30円	60円	90円	15円	25円	55円	80円	15円	2,300円	1,100円	2,300円
13ヵ月	76円	119.5円	179円	49円	43.5円	76円	114円	22円	33円	65.5円	98円	16.5円	27.5円	60円	87円	16.5円	2,500円	1,200円	2,500円
14ヵ月	82円	129円	193円	53円	47円	82円	123円	24円	36円	71円	106円	18円	30円	65円	94円	18円	2,700円	1,300円	2,700円

火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済の申込書記載事項

記載事項A 耐火基準の確認方法(加入申込書の「記載事項A」欄に記入してください。)

新規加入時または継続加入時に共済目的物件を変更される場合で、その物件が耐火基準の①~③のいずれかに該当する場合、その確認方法を以下の1~4から選択してください。

1. 各種確認資料(建築確認申請書、仕様書、他保険証券など)のご提出
 ※確認方法欄に"1"と記入し、確認資料のコピーを添付してください。
2. 昭和35年以降建築の地上4階建て以上の建物で3階以上の階が共同住宅である
 ※確認方法欄に"2"と記入してください(添付資料は不要です)。
3. 耐火基準申請書(全労済所定の書類)のご提出
4. ハウスメーカー名・住宅名・商品名での確認 (J P 共済生協までお問い合わせください)
 ※確認方法欄に"4"と記入し、 J P 共済生協(ホームページ含む)にて確認した耐火基準コード(4桁)を記載してください。

記載事項B 併用住宅についての確認(加入申込書の「記載事項B」欄に記入してください。)

建物用途が店舗等併用住宅のときは、以下の質問にお答えください。店舗等併用住宅の店舗等が以下のア~オのいずれかに該当しますか。

- ア. 店舗等部分が居住部分の面積より広い場合、または店舗等部分が20坪以上の場合
 オ. アルコールを供する遊興飲食店など (詳しくはリーフレット・ご契約のてびき等で確認してください。)
 イ. 常時10人以上が従事する事務所、常時5人以上が従事する作業場、工場
 注:該当する場合は、店舗等を除いた契約者および同一生計の親族が居住する部分のみ加入いただけます。
 ウ. 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
 エ. 作業員宿舎、簡易宿泊所、倉庫、車庫、映画館、劇場、遊技娯楽場など
 住宅延面積の欄には居住部分の面積を記入してください。

記載事項C 他保険の有無(加入申込書の「記載事項C」欄に記入してください。)

個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を保障する保険・共済)に加入している。

※キリトリ線

施工者等記入欄



契約に関するお問い合わせは

ポスライフサービスセンター

受付時間 9:00~17:45(土・日・祝日・年末年始除く)



0120-562-060



事故受付に関するお問い合わせは

全労済住宅災害受付センター

受付時間 24時間・365日



0120-131-459



ポスライフ

検索

JP共済生協は消費生活協同組合法(生協法)に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された生活協同組合です。発足以来、郵政関連企業で働く方のために、保障の事業を行う生協として営利を目的とせず、健全な事業運営を行っています。



JP共済生協

日本郵政グループ労働者共済生活協同組合(ポスライフ)

